

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成24年6月29日付.保医発0629第3号.平成24年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎検査方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
淋菌核酸検出	210点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)
淋菌及びクラミジア・ トラコマチス同時核酸検出	300点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

[通知文書より]

別添1第2章第3部第1節第1款D023

(2) 淋菌核酸検出

イ中の

「なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。」を

「なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。」

(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

イ中の

「泌尿器及び生殖器」を

「泌尿器、生殖器又は咽頭」

「なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。」を

「なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。」

にそれぞれ改める。

【ご注意】

今回、淋菌に関して「咽頭からの検体」での保険点数算定が認められた検査方法は「リアルタイムPCR法」です。現在、弊社が受託している「PCR法」による下記の2項目は、咽頭からの検体では保険算定対象外ですので、ご注意ください。

依頼コードNo. 4567 淋菌/PCR

依頼コードNo. 5711 淋菌及びクラミジアトラコマチス/PCR

リアルタイムPCR法は、弊社実施検討中です。



株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市市場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル

